

カクイ法律事務所 弁護士報酬早見表（消費税別途）

（当事務所「弁護士報酬基準規定」（2014年5月1日改訂）に基づく）

法律相談料・時間制・顧問料・裁判外の手数料等

項目	分類	報酬額	
法律相談料（第9条）		30分ごとに5,000円～30,000円の範囲内で定める額	
書面による鑑定料（第10条）	基本	200,000円～500,000円	
	事案が特に複雑又は特殊な事情があるとき	弁護士と依頼者との協議により定めます。	
時間制（タイムチャージ）（第11条）		1時間あたり25,000円～70,000円を基本として、契約において定める額	
顧問料（第12条）	事業者	月額100,000円以上	
	非事業者	年額60,000円（月額5,000円）以上	
法律関係調査（第15条）	基本	50,000円～200,000円	
	事案が特に複雑又は特殊な事情があるとき	弁護士と依頼者との協議により定めます。	
契約書等の作成・修正等手数料（第16条）	契約書作成（日本語）	200,000円以上	
	修正（日本語）	通常	100,000円以上
		簡易	60,000円以上
	契約書作成（英文）	500,000円以上	
	修正（英文）	通常	200,000円以上
		簡易	100,000円以上
公正証書にする場合		50,000円を加算	
内容証明郵便の作成（弁護士名・法律事務所名による送付を行わない場合）（第17条）	基本	30,000円～100,000円	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定めます。	
会社その他法人の設立（第18条）	基本的なもの	小規模なもの 200,000円 それ以外のもの 300,000円	
	事案が特に複雑又は特殊な事情があるとき又は大規模なもの	上記を参考に、弁護士と依頼者との協議により定めます。	
増減資、合併、分割、組織変更、通常清算（第18条）	基本的なもの	増減資の場合は増減資額、その他の場合は手続後の資本額若しくは総資産額のうち高い方の額（本項において「基準額」と呼びます。）に応じて以下により算出された額。 ただし、合併又は分割については2,000,000円を、通常清算については1,000,000円を、その他の手続については200,000円を、それぞれ最低額とします。	
		基準額	手数料額
		1000万円以下	基準額×4%
		1000万円～2000万円	基準額×3%+円
		2000万円～1億円	基準額×2%+円
		1億円～2億円	基準額×1%+円
2億円～20億円	基準額×0.5%+円		

		20億円超	基準額×0.3%+円
		事案が特に複雑又は特殊な事情があるとき	上記を参考に、弁護士と依頼者との協議により定めます。
会社設立等以外の登記等 (第18条)	申請手続		1件50,000円 ただし、事案に応じて、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増額することがあります。
	交付手続（登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等）		1通につき1,000円
株主総会等指導 (第18条)			500,000円以上で、事案に応じて、弁護士と依頼者との協議により定めます。
遺言書作成 (第19条)	定型		100,000円～200,000円
	非定型	基本的なもの	300万円以下の部分 200,000円 300万円を超え3000万円以下の部分 1% 3000万円を超え3億円以下の部分 0.3% 3億円を超える部分 0.1%
		事案が特に複雑又は特殊な事情があるとき	上記を参考に、弁護士と依頼者との協議により定めます。
	公正証書にする場合		
遺言執行 (第19条)	基本		300万円以下の部分 300,000円 300万円を超え3000万円以下の部分 2% 3000万円を超え3億円以下の部分 1% 3億円を超える部分 0.5%
	事案が特に複雑又は特殊な事情があるとき		上記を参考に、弁護士と受遺者との協議により定めます。
	遺言執行に裁判手続を要する場合		遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬をお支払いいただきます。

裁判上の手数料（第 20 条）

項目	分類	手数料	
証拠保全	基本	200,000 円に第 22 条第 1 項の着手金の規定により算定される額の 10%を加算した額	
	事案が特に複雑又は特殊な事情があるとき	上記を参考に、弁護士と依頼者との協議により定めます。	
即決和解	示談交渉を要しない場合	経済的利益の額 300 万円以下	手数料 150,000 円
		300 万円～3000 万円	経済的利益額×1%＋ 120,000 円
		3000 万円～3 億円	経済的利益額×0.5% ＋270,000 円
	示談交渉を要する場合	3 億円超 示談交渉事件として、第 23 条又は第 26 条ないし第 28 条の各規定により算定された額	
公示催告	即決和解の示談交渉を要しない場合と同額		
倒産整理事件の債権届出	基本	50,000 円～100,000 円	
	事案が特に複雑又は特殊な事情があるとき	上記を参考に、弁護士と依頼者との協議により定めます。	
簡易な家事審判	100,000 円～200,000 円		

民事事件等（訴訟など）の着手金及び報酬金（第 22 条）

経済的利益の額	着手金	報酬金
300 万円以下	経済的利益額×8%	経済的利益額×16%
300 万円～3000 万円	経済的利益額×5%＋90,000 円	経済的利益額×10%＋180,000 円
3000 万円～3 億円	経済的利益額×3%＋690,000 円	経済的利益額×6%＋1,380,000 円
3 億円超	経済的利益額×2%＋3,690,000 円	経済的利益額×4%＋7,380,000 円

（着手金は、依頼者が法人又は個人事業主の事件の場合は 300,000 円を、それ以外の場合は 150,000 円を最低額とします。）

* 訴訟、非訟、労働審判、家事審判、行政審判等、仲裁の事件に適用されます。

調停事件及び示談交渉事件（第 23 条）

調停、示談交渉（裁判外の和解交渉）、弁護士会主催「仲裁センター」等の紛争機関への申立の事件（離婚事件を除きます。）については、民事事件等の着手金及び報酬金（第 22 条）を準用します。

ただし、事案の難易度等を勘案し、それぞれ 3 分の 2 まで減額することがあります。

督促手続事件（第 24 条）

経済的利益の額	着手金
300 万円以下	経済的利益額×2%
300 万円～3000 万円	経済的利益額×1% + 30,000 円
3000 万円～3 億円	経済的利益額×0.5% + 180,000 円
3 億円超	経済的利益額×0.3% + 780,000 円

（着手金の最低額は 50,000 円です。）

手形・小切手訴訟事件の着手金及び報酬金（第 25 条）

経済的利益の額	着手金	報酬金
300 万円以下の場合	経済的利益額×4%	経済的利益額×8%
300 万円～3000 万円	経済的利益額×2.5% + 45,000 円	経済的利益額×5% + 90,000 円
3000 万円～3 億円	経済的利益額×1.5% + 345,000 円	経済的利益額×3% + 690,000 円
3 億円超	経済的利益額×1% + 1,845,000 円	経済的利益額×2% + 3,690,000 円

（着手金の最低額は 75,000 円です。）

離婚事件の着手金及び報酬金（第 26 条）

	内容	着手金	報酬金
基本	離婚調停事件、離婚 仲裁センター事件 又は離婚交渉事件	300,000 円～600,000 円	300,000 円～600,000 円
	離婚訴訟事件	400,000 円～800,000 円	400,000 円～800,000 円
事案が特に複雑又 は特殊な事情があ るとき		弁護士と依頼者の協議により、適正妥当な範囲で増額します。	

財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第 22 条の規定により算定された着手金及び報酬金の額を加算してお支払いいただきます。

境界確定事件（第 27 条）の着手金及び報酬金

着手金	報酬金
500,000 円～750,000 円	500,000 円～750,000 円
第 22 条の規定により算定された着手金又は報酬金の額が上記の額を上回るときは、同条の規定によります。	

借地非訟事件（第 28 条）

着手金

借地権の額	着手金
5,000 万円以下の場合	300,000 円～600,000 円
5,000 万円を超える場合	借地権の額×0.5%+350,000 円

報酬金

分類		報酬金
申立人	申立てが認められたとき	借地権の額の 2 分の 1 を経済的利益の額として、第 22 条の規定により算定された額
	相手方の介入権が認められたとき	財産上の給付額の 2 分の 1 を経済的利益の額として、第 22 条の規定により算定された額
相手方	申立てが却下されたとき又は介入権が認められたとき	借地権の額の 2 分の 1 を経済的利益として、第 22 条の規定により算定された額
	賃料の増額又は財産上の給付が認められたとき	賃料増額分の 7 年分又は財産上の給付額を経済的利益として、第 22 条の規定により算定された額

保全命令申立事件（第 29 条 1 項乃至 3 項）

分類		着手金	報酬金
基本	審尋・口頭弁論なし	「民事事件等の着手金及び報酬金（第 22 条）」により算定される着手金額の 2 分の 1	なし
	審尋又は口頭弁論あり	「民事事件等の着手金及び報酬金（第 22 条）」により算定される着手金額の 3 分の 2	なし
事件が重大又は複雑であるとき	審尋・口頭弁論なし	「民事事件等の着手金及び報酬金（第 22 条）」により算定される着手金額の 2 分の 1	「民事事件等の着手金及び報酬金（第 22 条）」により算定される着手金額の 4 分の 1
	審尋又は口頭弁論あり	「民事事件等の着手金及び報酬金（第 22 条）」により算定される着手金額の 3 分の 2	「民事事件等の着手金及び報酬金（第 22 条）」により算定される着手金額の 3 分の 1
保全命令申立事件の手續のみにより本案の目的を達したとき			第 22 条により算定される報酬金

（着手金は、100,000 円を最低額とします。）

保全執行事件（第 29 条 4 項）

分類	着手金	報酬金
基本	保全命令申立事件の着手金に含まれる。	保全命令申立事件の報酬金に含まれる。
事案が重大又は複雑なとき	保全命令申立事件の着手金に加え、「民事執行事件（第 30 条）」により算定される着手金	保全命令申立事件の報酬金に加え、「民事執行事件（第 30 条）」により算定される報酬金

民事執行事件（第 30 条）

経済的利益の額	着手金	報酬金
300 万円以下の場合	経済的利益額×4%	経済的利益額×4%
300 万円～3000 万円の場合	経済的利益額×2.5% + 45,000 円	経済的利益額×2.5% + 45,000 円
3000 万円～3 億円の場合	経済的利益額×1.5% + 345,000 円	経済的利益額×1.5% + 345,000 円
3 億円を超える場合	経済的利益額×1% + 1,845,000 円	経済的利益額×1% + 1,845,000 円

（着手金は、50,000 円を最低額とします。）

執行停止事件（第 30 条）

経済的利益の額	着手金	報酬金
300 万円以下の場合	経済的利益額×4%	経済的利益額×4%
300 万円～3000 万円の場合	経済的利益額×2.5% + 45,000 円	経済的利益額×2.5% + 45,000 円
3000 万円～3 億円の場合	経済的利益額×1.5% + 345,000 円	経済的利益額×1.5% + 345,000 円
3 億円を超える場合	経済的利益額×1% + 1,845,000 円	経済的利益額×1% + 1,845,000 円

（報酬金は、事件が重大又は複雑なときに発生します。）

（着手金は、50,000 円を最低額とします。）

事業者の倒産整理事件（第 31 条）

着手金

内容	着手金
事業者の自己破産事件	500,000 円以上
自己破産以外の破産事件	500,000 円以上
会社整理事件	1,000,000 円以上
特別清算事件	1,000,000 円以上
会社更生事件	2,000,000 円以上
自己破産申立事件を受けず免責申立事件・免責異議申立事件のみを受任した場合	250,000 円以上

報酬金

経済的利益の額	報酬金
300 万円以下	経済的利益額×16%
300 万円～3000 万円	経済的利益額×10% + 180,000 円
3000 万円～3 億円	経済的利益額×6% + 1,380,000 円
3 億円超	経済的利益額×4% + 7,380,000 円

経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定します。

非事業者の自己破産事件（第 32 条）

債権者数	債権総額	債権者数	着手金	報酬金
50 社以下	A 1000 万円以下	10 社以下	200,000 円	200,000 円
		11 社から 15 社まで	250,000 円	250,000 円
		16 社以上	300,000 円	300,000 円
	B 1000 万円超		400,000 円	400,000 円
50 社超			500,000 円以上	「事業者の倒産整理事件（第 31 条）」の報酬金と同じ

* 夫と妻、親と子等関係ある複数人からの受任の場合、又は会社と代表者個人の双方から受任する場合の代表者個人で、同一裁判所での同時進行手続の場合、1 人当たり、A については 50,000 円を、B については 100,000 円を各々減額します。

事業者の民事再生事件（第 33 条第 1 項乃至第 3 項）

項目	経済的利益の額	金額
着手金		1,000,000 円以上
報酬金	300 万円以下	経済的利益額×16%
	300 万円～3000 万円	経済的利益額×10%+180,000 円
	3000 万円～3 億円	経済的利益額×6%+1,380,000 円
	3 億円超	経済的利益額×4%+7,380,000 円

* 着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定めます

* 経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、及び企業継続による利益等を考慮して算定します。

非事業者の民事再生事件（第 33 条第 4 項）

A 債権者数が 50 名以内かつ居住用不動産を除く総財産の価額が 3000 万円以内の場合

項目	分類	金額
着手金	住宅資金特別条項を提出しない場合	300,000 円
	住宅資金特別条項を提出する場合	400,000 円
報酬金	債権者数が 15 社までで事案簡明な場合	200,000 円
	債権者数が 15 社までの場合	300,000 円
	債権者数が 16 社～30 社の場合	400,000 円
	債権者数が 31 社以上の場合	500,000 円
	債権者数が 31 社以上で事案複雑な場合	600,000 円～1,000,000 円
分割弁済金代理送金手数料		1 件 1 回 1,000 円以下（金融機関の送金手数料を含む）

B 債権者数が 50 名を超える場合又は居住用不動産を除く総財産の価額が 3000 万円を超える場合

項目	経済的利益の額	金額
着手金		1,000,000 円以上
報酬金	300 万円以下	経済的利益額×16%
	300 万円～3000 万円	経済的利益額×10%+180,000 円
	3000 万円～3 億円	経済的利益額×6%+1,380,000 円
	3 億円超	経済的利益額×4%+7,380,000 円
分割弁済金代理送金手数料		1 件 1 回 1,000 円以下（金融機関の送金手数料を含む）

* 経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、及び民事再生による利益等を考慮して算定します。

C 民事再生法第 235 条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件）

項目	経済的利益の額	金額
着手金		200,000 円以上
報酬金	300 万円以下	経済的利益額×16%
	300 万円～3000 万円	経済的利益額×10%+180,000 円
	3000 万円～3 億円	経済的利益額×6%+1,380,000 円
	3 億円超	経済的利益額×4%+7,380,000 円

任意整理事件（第 34 条）

A 事業者に関する任意整理事件／非事業者の任意整理事件で債権者数 50 名以上のもの

項目	金額																				
着手金	500,000 円以上（資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて算定します。）																				
報酬金（清算により終了したとき）	<p>次の各号の表により算定した金額の合計額</p> <p>(1) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当原資額につき</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配当原資額</th> <th>報酬金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500 万円以下</td> <td>配当原資額×15%</td> </tr> <tr> <td>500 万円～1000 万円</td> <td>配当原資額×10%+250,000 円</td> </tr> <tr> <td>1000 万円～5000 万円</td> <td>配当原資額×8%+450,000 円</td> </tr> <tr> <td>5000 万円～1 億円</td> <td>配当原資額×6%+1,450,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 億円超</td> <td>配当原資額×5%+2,450,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 依頼者・依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資額につき</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配当原資額</th> <th>報酬金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5000 万円以下</td> <td>配当原資額×3%</td> </tr> <tr> <td>5000 万円～1 億円</td> <td>配当原資額×2%+500,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 億円超</td> <td>配当原資額×1%+1,500,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 配当原資額＝債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額</p>	配当原資額	報酬金	500 万円以下	配当原資額×15%	500 万円～1000 万円	配当原資額×10%+250,000 円	1000 万円～5000 万円	配当原資額×8%+450,000 円	5000 万円～1 億円	配当原資額×6%+1,450,000 円	1 億円超	配当原資額×5%+2,450,000 円	配当原資額	報酬金	5000 万円以下	配当原資額×3%	5000 万円～1 億円	配当原資額×2%+500,000 円	1 億円超	配当原資額×1%+1,500,000 円
配当原資額	報酬金																				
500 万円以下	配当原資額×15%																				
500 万円～1000 万円	配当原資額×10%+250,000 円																				
1000 万円～5000 万円	配当原資額×8%+450,000 円																				
5000 万円～1 億円	配当原資額×6%+1,450,000 円																				
1 億円超	配当原資額×5%+2,450,000 円																				
配当原資額	報酬金																				
5000 万円以下	配当原資額×3%																				
5000 万円～1 億円	配当原資額×2%+500,000 円																				
1 億円超	配当原資額×1%+1,500,000 円																				
報酬金（債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したとき）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>経済的利益の額</th> <th>報酬金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300 万円以下</td> <td>経済的利益額×16%</td> </tr> <tr> <td>300 万円～3000 万円</td> <td>経済的利益額×10%+180,000 円</td> </tr> <tr> <td>3000 万円～3 億円</td> <td>経済的利益額×6%+1,380,000 円</td> </tr> <tr> <td>3 億円超</td> <td>経済的利益額×4%+7,380,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定します。</p>	経済的利益の額	報酬金	300 万円以下	経済的利益額×16%	300 万円～3000 万円	経済的利益額×10%+180,000 円	3000 万円～3 億円	経済的利益額×6%+1,380,000 円	3 億円超	経済的利益額×4%+7,380,000 円										
経済的利益の額	報酬金																				
300 万円以下	経済的利益額×16%																				
300 万円～3000 万円	経済的利益額×10%+180,000 円																				
3000 万円～3 億円	経済的利益額×6%+1,380,000 円																				
3 億円超	経済的利益額×4%+7,380,000 円																				

B 非事業者の任意整理事件で債権者数が 50 名未満のもの

項目	金額
着手金	20,000 円×債権者数。最低 50,000 円。 同一債権者でも別支店の場合は別債権者とします。
報酬金	1 債権者について、20,000 円に下記金額を加算した金額以下 a) 当該債権者主張の元金と和解金額との差額の 10%相当額 b) 交渉によって過払い金の返還を受けたときは、当該債権者主張の元金の 10%相当額と過払い金の 20%相当額の合計額
分割弁済金代理送金手数料	1 件 1 回 1,000 円以下（金融機関の送金手数料を含む）

倒産処理事件（任意整理事件を含む）に伴う日当（第 36 条）

分類	金額
債権者からの提訴に応ずるため裁判所への出頭が必要な場合	1 回 10,000 円 ただし、2 回以上の弁論期日を要し、答弁書以外の準備書面等作成を要する場合には、通常の訴訟報酬基準に準ずる着手金・報酬金を請求し、この場合には日当は請求しません。
債権者との直接の交渉その他の折衝を要する場合	1 回 20,000 円 ただし、遠隔地の場合は通常の日当の報酬基準によります。

行政上の不服申立事件（行政上の異議申立、審査請求、再審査請求等）（第 37 条）

A 審尋及び口頭審理等を経ないとき

経済的利益の額	着手金	報酬金
300 万円以下	経済的利益額×5.6%	経済的利益額×8%
300 万円～3000 万円	経済的利益額×3.5% + 60,000 円	経済的利益額×5% + 90,000 円
3000 万円～3 億円	経済的利益額×2.1% + 450,000 円	経済的利益額×3% + 690,000 円
3 億円超	経済的利益額×1.4% + 2,580,000 円	経済的利益額×2% + 3,690,000 円

（着手金は、150,000 円を最低額とします。）

B 審尋又は口頭審理等を経たとき

経済的利益の額	着手金	報酬金
300 万円以下	経済的利益額×8%	経済的利益額×16%
300 万円～3000 万円	経済的利益額×5% + 90,000 円	経済的利益額×10% + 180,000 円
3000 万円～3 億円	経済的利益額×3% + 690,000 円	経済的利益額×6% + 1,380,000 円
3 億円超	経済的利益額×2% + 3,690,000 円	経済的利益額×4% + 7,380,000 円

（着手金は、150,000 円を最低額とします。）

契約締結交渉（示談交渉事件を除きます。）（第 38 条）

経済的利益の額	着手金	報酬金
300 万円以下	150,000 円	経済的利益額×4%
300 万円～3000 万円	経済的利益額×1%+30,000 円 (ただし、経済的利益額が 1200 万円までは 150,000 円)	経済的利益額×2%+60,000 円
3000 万円～3 億円	経済的利益額×0.5%+180,000 円	経済的利益額×1%+360,000 円
3 億円超	経済的利益額×0.3%+780,000 円	経済的利益額×0.6%+1,560,000 円

日当（第 47 条）

時間	金額
往復 2 時間以下	50,000 円以下
半日（往復 2 時間を超え 4 時間まで）	30,000 円～100,000 円
1 日（往復 4 時間を超える場合）	60,000 円～200,000 円

刑事事件の着手金（第 39 条）

刑事事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後の事案簡明な事件	300,000 円～500,000 円
通常の事件及び再審事件	500,000 円以上
再審請求事件	500,000 円以上

刑事事件の報酬金（第 40 条）

刑事事件の内容		結果	報酬金
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	300,000 円以上 500,000 円以下
		求略式命令	前段の額を超えない額
	起訴後	刑の執行猶予	300,000 円以上 500,000 円以下
		求刑された刑が軽減された場合	前段の額を超えない額
通常の事件	起訴前	不起訴	500,000 円以上
		求略式命令	500,000 円以上
	起訴後（再審事件を含む。）	無罪	600,000 円以上
		刑の執行猶予	500,000 円以上
		求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額
		検察官上訴が棄却された場合	500,000 円以上
再審請求		500,000 円以上	

その他の刑事事件手続き

項目	着手金	報酬金
保釈等（第 43 条）	100,000 円～300,000 円	100,000 円～300,000 円
告訴、告発等（第 44 条）	100,000 円	協議により定めます。

保釈等＝保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件

告訴、告発等＝告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続

少年事件（第 45 条）

着手金

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前及び送致後	300,000 円～500,000 円
抗告、再抗告及び保護処分取消	300,000 円～500,000 円

報酬金

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	300,000 円以上
その他	300,000円～500,000円

注意事項

- 1 本弁護士報酬早見表に記載の弁護士報酬等は、消費税を含まない金額です。上記弁護士報酬等の額に、消費税法に基づく、弁護士の役務に対して課される消費税の額に相当する額を加算した金額をお支払いいただくこととなります。また、委任契約等を締結後、消費税法の改正により、税率の変更があった場合には、お支払いの時点での税率の定めに従うものとします。
- 2 本弁護士報酬早見表は、当事務所の「弁護士報酬基準規定」に基づき、依頼者等の便宜のために、弁護士報酬の目安を簡易に確認できるようにすることを目的として作成されたものです。弁護士報酬基準規定には本弁護士報酬早見表より詳細な定めがなされており、本弁護士報酬早見表よりも弁護士報酬基準規定の定めが優先して適用されます。ご依頼等の際には、必ず弁護士報酬基準規定をご確認ください。
なお、各項目の括弧内の条文（「第〇〇条」との記載）は、弁護士報酬基準規定の該当条文です。
- 3 契約書において弁護士報酬基準規定及び弁護士報酬基準規定と異なる定めを行ったときは、契約書の規定が適用されます。